

障がいに関するマーク



1 身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者は、自動車を運転する場合に、その肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれのあるときは、身体障害者標識を表示して自動車を運転するように努めなければならないことになっております。(道路交通法)

この場合、他の自動車の運転者は、当該身体障害者標識を表示している普通自動車に対する幅寄せや割り込みが禁止されます。

2 聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【販売窓口】(1番・2番)

- ・一般財団法人帯広地方交通安全協会
帯広市大通北1丁目4番地20勝機動警察隊2階 電話番号 23-5322
- ・帯広運転免許試験場内 安全協会窓口
帯広市西19条北2丁目1 電話番号 41-7303

3 障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。

自動車に貼る場合、自主的に「障がい者が乗っている車」という事を分かりやすく表示しているのみで、道路交通法上の規制を免れるものではありません。

※ホームセンターなどで販売しています(手続きは必要ありません)。

駐車禁止場所への駐車は、特別駐車の許可を受けてください。

障がい者用駐車場への駐車要件は各駐車場管理者の判断となります。

4 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

5 オストメイトマーク



オストメイトとは、疾病などで人工肛門や人工膀胱を増設している人のことをいいます。

このマークはオストメイトであることとオストメイトのための設備(トイレなど)があること表しています。

【販売窓口】(3番~5番)

DIYショップ、カー用品店、ホームセンターなどで購入できます。

6 ヘルプマーク・ヘルプカード



外見からは分からなくても、援助や配慮が必要なことを周囲に知らせるマークです。
無料で配布しています。

- 配布窓口
福祉課または木野支所

7 ほじょ犬について



盲導犬（目の不自由な人の歩行の手助けをする）、介助犬（身体の不自由な人の生活に必要な動作を介助する）、聴導犬（耳の不自由な人に音を知らせる）を総称して「身体障害者補助犬」（通称ほじょ犬）といいます。

●ほじょ犬を利用したい場合●

ほじょ犬は購入するのではなく、無償貸与という形をとっています。
貸与後は、ほじょ犬の食費・医療費などが自己負担となります。

☆北海道立心身障害者総合相談所 相談係

札幌市中央区円山西町2丁目1-1

電話番号 011-613-5401 FAX 011-613-4892

E-mail: douritu.sougousou@pref.hokkaido.lg.jp

☆公益財団法人 日本補助犬協会

神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1

電話番号 045-951-9221 FAX 045-951-9222

●身体障害者補助犬法●

身体障害者補助犬法は、「身体障害者補助犬」の同伴受け入れを義務づける法律です。

平成14年5月に成立し、同年10月1日からは公共施設に施行されました。平成15年10月1日には、民間施設へも適用され完全施行が始まりました。

補助犬と一緒に生活している身体障がい者のアクセス権を保障する補助犬法を、どうぞご理解ください。

8 耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

筆談や手話によって手続などをスムーズに行えるよう配慮しています。